

一般社団法人日本分析機器工業会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年1月20日

一般社団法人日本分析機器工業会

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年11月7日～11月28日
- ・ 調査企業：（一社）日本分析機器工業会の会員企業 93社を対象
- ・ 回答企業：20社
- ・ 回答率：21.5%

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ✓ 「価格決定方法の適正化」については、2025年度に適用する単価の決定・改訂にあたり、仕入れ先との協議は、回答企業のうち74%の企業が、全て又は多くの仕入れ先（81%～99%）との協議を実施しており、協議の実施状況は良好な結果となっている。
- ✓ 「支払い条件」については、回答企業の80%がすべて現金払いと回答。現金払化が進んでいる。また、現金払い以外の支払い手段が残っている企業に関しても、2026年1月1日以降約束手形での支払いが禁止されることに関し100%の回答企業が知っていると回答。
- ✓ 「減額要請」については、回答企業の89%が減額要請したことがないと回答。減額要請したことがある回答企業においても別の形で適正なコストを負担するなどの措置を講じている。
- ✓ 「型取引の適正化」については、不要な型の保管費用の支払いについては、回答企業の82%がすべての企業に実施と回答するなど、概ね高い水準の実施状況が見られる。
- ✓ 「知的財産等への対応」については、知的財産等を扱う取引があると回答した企業のうち、適正な取引を実現するための取り組みを実施した取引先企業の割合が、100%であると回答した企業が90%、81-99%と回答した企業が10%であった。
- ✓ 「働き方改革への対応」については、回答企業のうち、95%が仕入れ先の働き方の配慮した発注を行っていると回答。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ① 価格の決定方法

【分析結果】

「価格決定方法の適正化」については、2025年度に適用する単価の決定・改訂にあたり、仕入れ先との協議は、回答企業のうち74%の企業が、全て又は多くの仕入れ先（81%～99%）との協議を実施している。

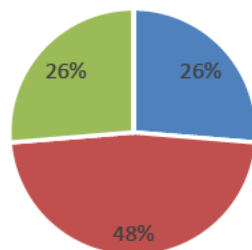
- ・ 価格転嫁については、コストを全て又は概ね反映していると回答している企業が89%となっている。

【設問と回答】

設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）と協議を実施しましたか。

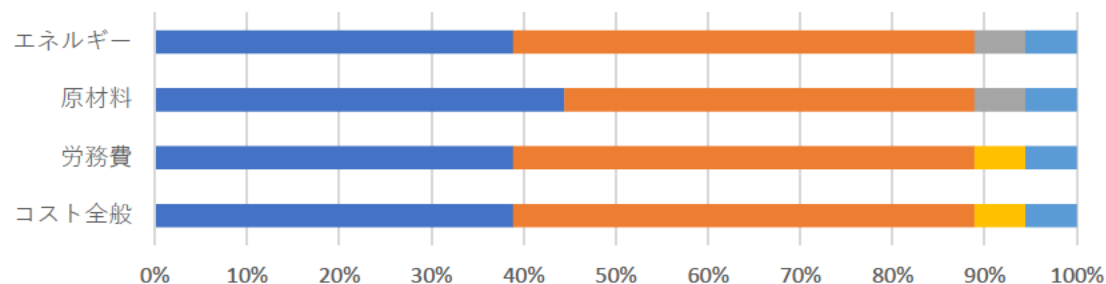
設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各変動コスト増加分をどの程度反映できましたか。

協議の実施状況



- 全ての仕入れ先と協議(100%)
- 多くの仕入れ先と協議(99-81%)
- 一部の仕入れ先と協議(80-41%)
- 全く協議しない(0%)

コスト反映状況



- すべて反映(100%)
- 概ね反映(99-81%)
- 一部反映(80-41%)
- あまり反映しない(40-1%)
- 反映なし(0%)
- 減額(-)

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

【今後のアクション】

「価格決定方法の適正化」について、仕入れ先との協議実施率、コストの価格転嫁率などで概ね高い率で実施できているところであるが、さらなる改善への取り組みを目指し、引き続き会員企業への周知に取り組む。

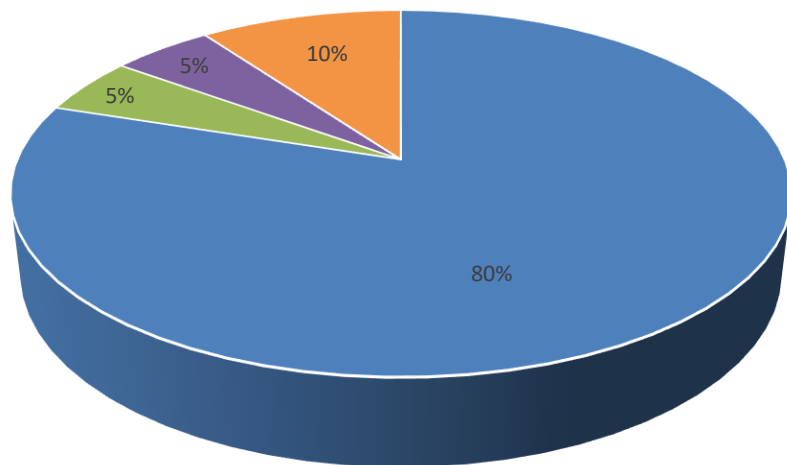
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ② 支払条件

【分析結果】

「支払い条件」については、回答企業の80%がすべて現金払いと回答。現金払化が進んでいる。また、現金払い以外の支払い手段が残っている企業に関しても、2026年1月1日以降約束手形での支払いが禁止されることに関し100%の回答企業が知っていると回答。また、代金の支払いについては、33%が現金、67%が電子債権と回答。

現金払いの割合



- 現金100%
- 現金は50%以上
- 現金は30-50%
- 現金は10-30%
- 現金は10%未満
- すべて手形等(0%)

2026.1.1以降の手形禁止について

知っている	100%
知らなかった	0%

2026.1.1以降の支払について

現金（60日以内）	33%
電子債権	67%
一括決済方式	0%
その他	0%
わからない	0%

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②支払条件

【今後のアクション】

- ・「支払い条件」については、既に現金払化が相当進んでおり、現金払い以外の支払い手段が残っている企業に関しても、2026年1月1日以降約束手形での支払いが禁止されることに関しすべての回答企業が認識しており、代金の支払いについても、現金・電子債権で支払うとしていることから、支払条件への対応はできていると思われる、今後、この状況を維持するため、引き続き会員企業への周知に取り組む。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

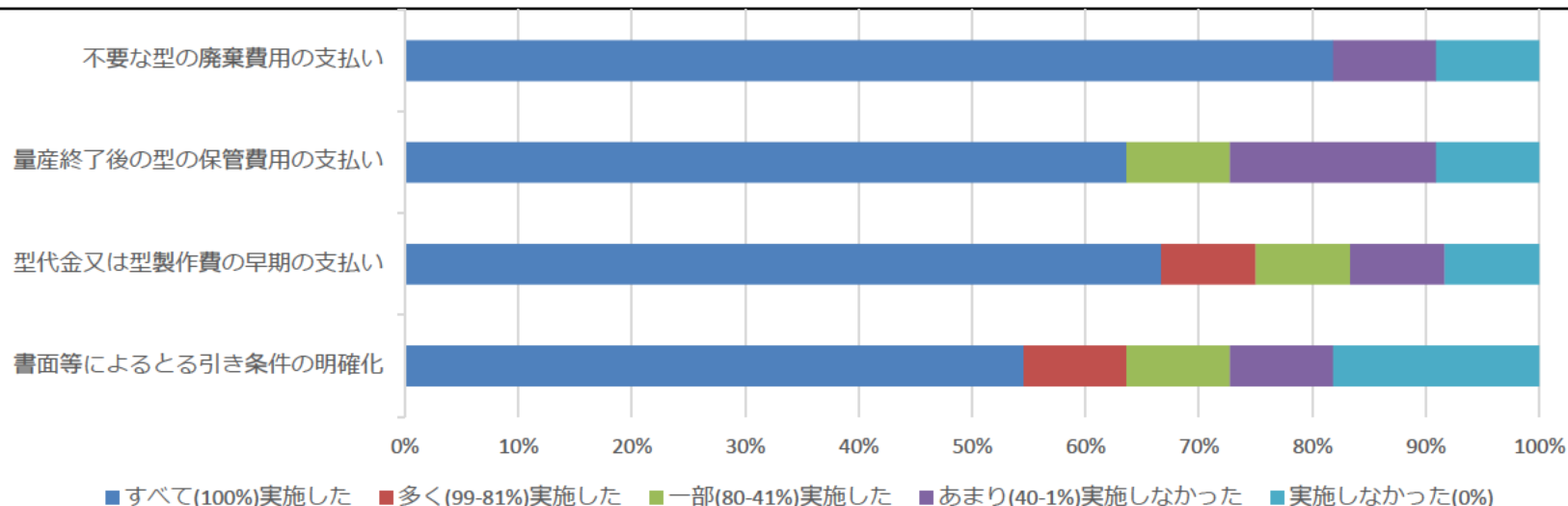
重点課題に対する取組 ④型取引

【分析結果・今後の課題】

- ・ 不要な型の保管費用の支払いについては、回答企業の82%がすべての企業に実施と回答。
- ・ 書面による型取引の取引条件の明確化については、すべて実施したとの回答が55%、多く実施（81-99%）を含めると64%が実施。

【設問と回答】

設問. 直近1年間の仕入先（発注先）に対する、型管理における適正化や改善への取組の実施状況をお答えください。



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④型取引

【今後のアクション】

- ・ 型取引における適正化への取り組みについては、概ね高い実施率であるが、さらなる改善への取り組みを目指し、引き続き会員企業への周知に取り組む。

(参考) 令和7年度の勧告事例

<https://www.jftc.go.jp/toriteki/toritekikankoku/R7FYkankoku.html>

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・ 自主行動計画フォローアップ調査の実施
 - ・ 調達小委員会を1～2回／年程度開催し、自主行動計画フォローアップや課題の共有等を行う。
 - ・ 工業会Webサイトの「協力企業との適正取引の推進」ページを必要に応じて更新し、
 - ・ 会員他への「協力企業との適正取引の推進」に関わる情報の周知
 - ・ 会員向けメール配信により取引適正化に関わる政策情報の提供
 - ・ 中小企業庁適正取引関連取組動向についての会員への周知
- などを行う